

平成31年3月21日

北空知地区・宗谷地区・道北地区・旭川地区
第1種チーム代表者 様

旭川地区サッカー協会
会長 太田英司

平成31年度知事杯道北ブロック予選大会開催のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、知事杯道北ブロック予選大会を下記の通り開催いたします。知事杯全道大会出場及び、天皇杯決勝大会に出場できる条件を備えているチームは、期日厳守で手続きをしてください。

敬具

平成31年度知事杯道北ブロック予選大会 開催要項

- 期 日 平成31年5月26日(日)・6月16日(日)
- 会 場 東光スポーツ公園球技場
- 主 催 旭川地区サッカー協会
- 後 援 旭川市・旭川市教育委員会・(公財)旭川市体育協会
- 参加資格 ①大会年度に、第1種に加盟登録した団体(チーム)で、『第37回知事杯全道サッカー選手権大会(7月20日(土)、21日(日)に1・2回戦の予定)』に出場できる条件を備えていること。
②日本サッカー協会に加盟登録された上記①のチームに選手登録されていること。
※代表チームには全道大会への参加を義務づける。今年度道北ブロック代表枠は3チーム。
※地区協会への登録が4月末日までに済まされていること。なお、追加登録については5月16日(木)14時(エントリー変更期限の1週間前)までとする。
- 競技方法 ①トーナメントにより地区代表決定戦まで実施する。
②試合時間は90分(45-15-45)とする。勝敗の決しない場合は、ペナルティキック方式にて次戦への進出チームを決める。ただし、代表決定戦のみ、30分間の延長戦を行い、なお決しない場合は、ペナルティキック方式により代表チームを決める。また、ハーフタイムのインターバルは15分以内(前半終了から後半開始まで)とする。
- 競技規則 ①大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会競技規則により実施する。
②選手のエントリーは30名までとする。
③各試合毎の出場選手登録は交代要員7名を含め18名とし、**5名**までの交代が認められる。申込用紙に記載されたチーム役員の5名までのベンチ入りを認める。
④警告・退場については(公財)日本サッカー協会の規定による。
⑤主審より退場を命ぜられた選手・役員は次の1試合の出場を自動的に停止し、以後の処置については、知事杯道北ブロック予選大会規律委員会の裁定に従う。

8. 参加申込 ①参加チームは次項の手続きを5月8日(水) 12時までに完了すること。
②大会参加料 10,000円
「チーム名」「事務担当者名」を明記の上、下記参加料振込先口座へ振込むこと。

参加料振込先	旭川信用金庫 銀座支店 普通	0466856
口座名	旭川地区サッカー協会 大会申込口	
	理事長 山 岸 健 人 (やまぎし たけと)	



- ③所定の参加申込用紙に入力の上、下記までメールで申し込むこと。
◆旭川地区サッカー協会ホームページ(<http://www.afa11.com>)から参加申込書をとること。

afa200468@yahoo.co.jp

旭川地区サッカー協会 事務所 宛

(注)こちらのメールアドレスは、知事杯申込専用になります。

9. 組み合わせ ①主催者において、5月8日(水)に行く。
②前年度代表チームが参加の場合はシードする。
上位の代表からシードを行うが、参加チーム数により、対応は異なる。
10. 帯同審判 出場チームは公認サッカー審判員2名を2回戦まで必ず帯同させること。その氏名、資格等を参加申込書に記載すること。帯同審判はベンチ入りする者と兼ねることを認める。
帯同できない場合は、1名につき8,500円(2名の不帯同で、17,000円)を前項8に納めること。

11. 選手変更 選手のエントリー変更は、5月23日(木) 14時までに、3名の追加・変更を認める。
変更された申込書とともに、変更した氏名をメールに明記し前項8に送付すること。

12. マッチミーティング ①各会場毎に、試合開始1時間前に大会本部にて両チーム立ち会いで、マッチ・コーディネーション・ミーティングを行う。このミーティング前までに選手証(写真貼付)を添えてエントリー表を本部に提出すること。
※各チームの登録選手は、(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参すること。写真貼付のないものは無効とする。(選手証とは、KICKOFF から出力した選手証・登録一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものをさす。)。選手証が無い選手の出場を認めない。
②参加申込書に記載のMCミーティング出席者(監督・チーム役員)は必ず出席すること。
③前項の出席者が出席することが出来ない場合は、速やかに理由書及び代理出席者(参加申込書記載の役員から)氏名を届けること。
④無断で欠席した場合、その後の処置については、知事杯道北ブロック予選大会規律委員会で裁定する。

13. その他 ③荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は本大会実施委員会に於いて協議の上、対処する。中断、中止、延期することがあることを留意のこと。
④大会期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うこととする。また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行う。傷害保険に加入し大会での傷害に対応すること。